

大村市避難所運営マニュアル(概要版)

大村市避難所運営マニュアルは、災害発生時に運営職員(市職員)、施設管理者(公民館長等)及び避難者が自主的な避難所運営を行うため作成したものであり、要配慮者等の良好な避難所生活や、在宅避難者の支援の確保を図ることを目的としています。概要版では、「避難所の開設」、「避難所の運営」、「避難所の閉鎖(統合)」の項目についてまとめています。

災害発生

発生直後〜3日程度

避難所の開設

- ・避難所は、市長(災害対策本部長)の指示により、運営職員が配置されます。
- ・運営職員は、施設管理者や自治会役員などの協力を得ながら避難所の開設準備を行います。その際、避難者(自治会役員等)へ当面の協力を呼びかけ、手分けして準備を進めます。
- ・施設の安全が確認でき、避難所の開設準備が整った時点で、避難者の受け入れを開始します。
- ・避難所を開設したら、様式5により、速やかに災害対策本部へ報告します。また、防災行政無線や広報車による周知、門や施設付近に「避難所開設」を掲示するなど、地域住民に避難所の開設を周知します。

3日〜1週間程度

避難所の運営

- ・避難所の運営については、開設当初は運営職員が当たります。その後、応急的な対応が落ち着いてきた段階で、避難者による自主的な運営を行う「避難所運営委員会」を立ち上げ運営を移行し、運営職員はサポートに回ります。避難所運営委員会の構成は、町内会長や町内会役員等のほか、運営職員、施設管理者で行います。なお、女性の意見を十分反映させるため、なるべく女性の参加を促します。
- ・避難所運営委員会では、避難所の運営を円滑に進めるため、避難所運営会議を開催します。その中で、避難所での役割分担を行うため、活動班(総務班、避難者支援班、情報班、食料・物資班、保健・衛生班、施設管理班、要配慮者支援班)を作ります。
- ・避難所では多くの避難者が共同生活を送るため、避難所運営委員会で協議の上「避難所生活のルール」を作成し、掲示板等により、避難者へ周知徹底を図ります。

1週間〜2週間程度

避難所の閉鎖(統合)

- ・運営職員は、ライフラインの復旧状況、仮設住宅の建築状況、公営住宅の空き状況などを見ながら、避難所の閉鎖(統合)に向けての検討を行います。
- ・閉鎖が概ね決まった段階で避難者への説明を行い、閉鎖の準備を進めてもらいます。
- ・運営に係る記録や台帳等は災害対策本部へ引き継ぎます。
- ・施設の片付けや避難者の退所等が確認された後、避難所運営委員会は避難所閉鎖日をもって終了します。

2週間〜3ヶ月程度

3ヶ月以降